|  |
| --- |
| 指定管理者指定申請に係る申立書令和　　年　　月　　日（あて先）松　阪　市　長申請者　 所　在　地団体名代表者名前　　　　　　　　　　　　　　　　 松阪市図書館における指定管理者の申請に際し、下記のとおり申し立てます。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記私たちは、次に掲げる事項について、いずれにも該当しています。ア　松阪市に活動拠点を置き、市民活動の活性化に資する法人その他の団体であること。　　複数の団体により構成されるグループは、グループを代表する団体を定めることとし、グループでの協定の締結にあたっては、構成員全てを協定当事者とすること。イ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。ウ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない法人等でないこと。エ　役員等（法人である場合には、その法人の役員又はその支店もしくは営業所等（常時勤務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれる法人等でないこと。オ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2の規定により、松阪市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。カ　松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領に基づく指名停止期間中の法人等でないこと。キ　松阪市税、法人税（法人以外の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している法人等でないこと。ク　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを行っている法人等でないこと。ケ　法人等又はその役員等が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。a　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないことb　暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないことc　法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないことd　法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないことe　法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係などを有している者がいないことコ　松阪市議会の議員、市長、副市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人、清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。ただし、松阪市議会の議員以外の者について、松阪市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の１以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除く。 |